

再造林率日本一への挑戦 ～地域再造林推進ネットワークの取組～

1 テーマの趣旨・目的

宮崎県は全国を代表する国産材供給基地であり、林業が県の基幹産業の一つとして位置づけられている一方で、林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲低下、再造林の担い手不足等の様々な要因により、近年、再造林率は70%台にとどまっており、伐採後に放置されている森林が増えるなど、林業・木材産業の持続性や多面的機能の低下が懸念されている。

このような背景を踏まえ、県では、本県の強みを生かし、未来創造に向けた更なる成長につなげるため、「日本一挑戦プロジェクト」の1つとして、再造林率日本一を目標とする「グリーン成長プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）」を立ち上げた。

このプロジェクトを、実効性のあるものにするため、令和6年7月2日に宮崎県再造林推進条例を公布・施行し、基本施策である、①再造林の推進に向けた気運の醸成、②持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進、③循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大、④再造林を支える担い手・事業者の確保、⑤再造林を推進するための地域体制の整備」の5つの項目を実現するため各種事業を展開している。

宮崎県再造林推進条例について

宮崎県においては、国産材供給・林業振興の観点から、持続可能な森林・林業・木材産業の発展に向けた本条例を策定し、国産材の供給基地として確立を目指しています。その一方で、近年の採算悪化や森林所有者の経営意欲低下など、再造林率の低下が懸念されています。

このような背景を踏まえ、県では、再造林率日本一を目標とする「グリーン成長プロジェクト」の一環として、再造林の推進に向けた気運の醸成、持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大、再造林を支える担い手・事業者の確保、再造林を推進するための地域体制の整備」の5つの項目を実現するため各種事業を展開している。

条例の概要

基本理念（第3条）

再造林の推進	国産材の確保、産地振興の促進
担い手の確保と労働環境の向上	事業者の確保と労働環境の改善

基本目標（第10条～第14条）

再造林の推進（第10条～第11条）

担い手の確保と労働環境の向上（第12条～第13条）

国産材の確保と産地振興の促進（第14条）

**私たちの暮らしを支えるかけがえのない森林を
健全な姿で次の世代へ引き継ぐために**

伐って、使って、植えて、育てる

宮崎県再造林推進条例の制定
令和6年7月2日

問い合わせ先 宮崎県 農林部林務課 宮崎県再造林推進課
0985-26-7154

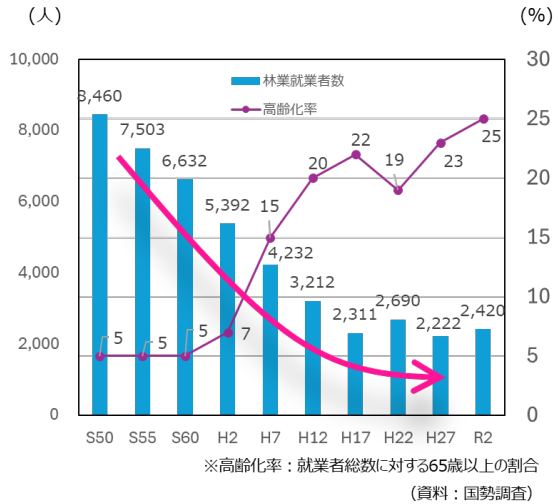
宮崎県再造林推進条例

今回、東臼杵地域において、施策実現のため、市町村及び森林組合とともに重点的に取り組んだ、「森林整備事業の高上げ補助」、「地域再造林推進ネットワークの設立及び活動」について、その概要を報告する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 現状

東臼杵地域は、宮崎県の北部に位置し、2市2町2村からなり、管内の民有林森林面積及び民有林人工林面積は県内の約5割を占めている。また、林内路網密度は県の平均を超えるとともに、針葉樹の伐採推計面積（主伐）は、約1,000haで、県内の約4割を占めており、森林資源が豊富で、かつ素材生産量が多く、再造林の対象となる伐採跡地が多い地域である。

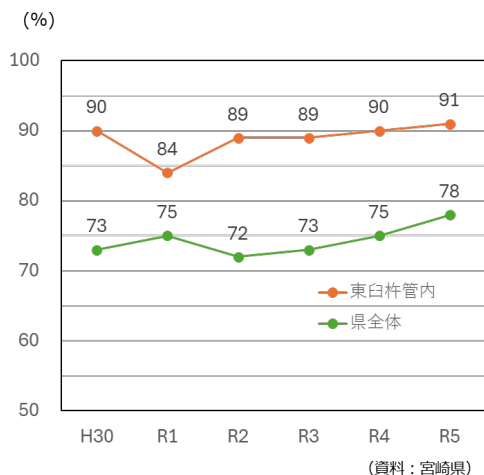


林業就業者数の推移（県全体）

再造林を担う林業就業者数（県全体）は、近年、減少傾向にあるとともに、高齢化が進行しており、新規参入者や担い手・事業者の確保が急務となっている。

次に再造林率は、県全体では70%台で推移する一方で、当地域は、森林所有者や関係者の理解・努力により約90%前後で推移して、県内の平均を大きく上回る地域と

なっている。当地域を流域別に見ると、耳川流域の山間部と五ヶ瀬川流域は高い傾向にあるが、耳川流域の海岸部は低位な状況にある。



再造林率の推移

近年では、管外の伐採事業者の流入など、地元の森林組合が把握できない伐採が増加しており、再造林を推進するには、造林を実施する森林組合等に、市町村が保有する伐採情報を共有できる仕組みづくりが必要となっている。また、伐採事業者と造林事業者の連携が十分に図られていないことも、再造林推進の課題となっている。

(2) 取組内容

1) 地域再造林推進ネットワークの設立及び森林整備嵩上げ補助における市町村及び森林組合との連携

地域再造林推進ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）は、「森林所有者からの相談対応」、「伐採者や造林者及び伐採箇所等の情報共有」、「再造林の働きかけや調整（マッチング）」を主な機能としており、地域特有の課題に対応するため、森林組合の管轄単位での設立が必要とされた。

そこで管内では、流域ごとに延岡地域と耳川地域に分け、それぞれの地域でのネットワーク設立に向け、本庁の再造林推進室と連携を図りつつ各市町村とのオンライン会議や、森林組合を加えた組織運営等の協議を重ね、両地域のネットワークは令和6年6月下旬に設立された。

また、森林整備の嵩上げ補助を開始するにあたり、補助は県と市町村で協力して実施する仕組みであることから、円滑な事業の開始のため、財源の措置状況や補助

条件の協議を行った。



市町村との協議状況

2) 伐採造林届出の情報共有に向けた市町村との連携

伐採造林届出の情報を共有するためには、市町村に提出される伐採造林届出において、ネットワーク会員に提供することへの同意欄を設け、申請者に同意してもらう必要がある。そのためには、各市町村の事務取扱要領等の改正が必要であることから、情報共有の意義や改正の必要性を市町村に理解してもらえるよう、担当者会議での説明や市町村等と協議及び打合せを行った。

3) 地域再造林推進ネットワークへの加入登録の促進

ネットワークが設立され、次のステップとなるネットワークへの加入登録を促進するため、市町村及び森林組合と連携して、伐採・造林事業者及び森林所有者に対して説明会を実施した。ネットワークの趣旨や補助事業等の説明を行い、あわせて加入登録の申請の作成指導を行った。



伐採・造林事業者への説明会

4) 森林整備嵩上げ事業の対象となる再造林強化区域の設定支援

嵩上げ補助の対象となるのは、林業採算性の高い伐採跡地である「再造林強化区域（路網から100m以内）」と規定されているが、上記区域の設定根拠となる県保有の路網データが最新ではなく、新しい路網等は補助対象としない可能性があった。

そのため、最新の路網データが嵩上げ補助に反映されるよう、森林組合を対象に、路網の把握方法及び路網データの追加方法に関する勉強会やシステムの研修会を開催した。

5) 造林事業の参入者への支援

本業が木材流通業者で、社内に林業部門を新たに設立し造林に参入する事業者に対しては、中長期のロードマップ作成の助言や造林事業者（森林組合）とのマッチングにより支援を行った。

また、元森林組合職員で造林を新たに始める事業者には、一貫作業の助言や森林経営計画の作成支援を行うことで、事業者の確保・育成を図った。



造林事業参入者への支援・指導

(3) 成果

伐採造林届出の情報は、全ての市町村で事務取扱要領等の改正が完了したことで、令和6年9月以降の情報から共有できるようになり、現在では、ネットワークに共有された届出情報は、再造林の働きかけに利用されている。

嵩上げ補助の対象となる再造林強化区域は、設定支援の取組により、路網の詳細な把握が進み、再造林強化区域を精査したことで、森林整備嵩上げ補助の対象地が拡

大され、再造林の推進に貢献できた。追加された路網データは、今後、森林計画図の更新にも活用される予定である。

ネットワーク設立後、加入登録者は徐々に増加して、令和7年9月現在、延岡地域で27事業者、耳川地域で60事業者が登録されている。

新たに造林事業に参入した事業者は、作業員を新たに雇用し、今季から下刈り作業を開始した。また、森林経営計画の作成支援を行った事業者は、森林経営計画の作成を進めており、今秋の認定請求を予定している。

(4) 課題

ネットワークには、造林事業者だけでなく伐採事業者の登録が増加して、関係機関が連携する枠組みは構築されつつある。一方で、ネットワークのこれまでの取組では、伐採事業者との連携が十分に図られていなかったため、さらに再造林を推進するには、行政及び造林事業者、伐採事業者で連携した取り組みが必要である。

また、スギ苗木の生産量は増加傾向にあるものの、造林面積の増加に伴いスギ苗木の需要が増大しているため、安定的に優良な苗木を確保することも課題となっている。

3 今後取組むべき内容

当地域では、伐採と造林を異なる事業者が実施するケースが多く、再造林を推進するには、伐採事業者と造林事業者の連携が不可欠である。そのため今後は、再造林に配慮した伐採の推進や、末木枝条の集材搬出等、伐採と造林の連携の重要性を周知することを目的とした研修会を実施する。

再造林への関心が高まっている中、事業者においては、造林事業への新たな参入または拡大する動きが見られるようになってきており、森林組合とのマッチングや、補助事業を活用した支援を継続・拡大して、担い手の確保・育成を図る必要がある。

今後も、ネットワークの役割を十分に発揮できるよう、市町村及び森林組合、造林事業者、伐採事業者と連携して、再造林の推進に取り組んでいきたい。